

御欠席されている委員の「京都市空き家等対策計画（案）」に対する御意見

井上委員**＜地域主体の空き家対策について＞**

- 地域主体で空き家対策に取り組むことについて、負担が増えるイメージが強く、地域主体で独自の取組を行うことの良さが伝わっていない。
- 地域にはそれぞれの特性があり、その地域の特性に応じた効果的な取組が実施されている例（中山間地域における移住促進と連携した取組など）がある。
- 地域主体の空き家対策について、地域の思いの実現につながるという良い面をもっと知ってもらうべきである。

＜空き家の宿泊施設としての活用について＞

- 対策計画（案）のとおり、空き家の宿泊施設としての活用にあたっては、周辺地域との調和を前提とすることが大切である。
- 京都市が空き家改修の補助金を交付する案件については、補助金の要件により縛りがかかることができるが、補助金を交付しない案件についても京都市が指導していく必要がある。
- 宿泊施設の所有者だけでなく、運営事業者に対しても指導を行うべきである。所有者には地域とつながりがあっても、運営事業者には地域とのつながりがないケースがある。

山領委員**＜建築物の用途変更に係る負担の軽減について＞**

- 建築物の用途変更に伴う負担については、固定資産税等の住宅用地特例のような経済的な負担だけでなく、建築基準法や旅館業法に基づく手続きの負担もある。手続きについても可能な限り簡素化してほしい。

＜普及・啓発について＞

- 今でも、空き家の相談をどこにすればよいのか分からないという声を聞くことあるため、地域の空き家相談員など、空き家の相談窓口をもっと分かりやすく示すべきである。